

政策Ⅲ－１－（２）－①

金融・資本市場等の機能拡充

1. 目標等

達成すべき目標	金融・資本市場等の機能が拡充すること 【基準年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築する。
測定指標	金融・資本市場等の機能拡充の状況 (金融・資本市場等の機能を拡充させるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る実施状況により評価するものである。)

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 金融・資本市場の機能拡充 ② 証券取引所システムの信頼性の向上等 ③ 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施
参考指標	① 関連する政令・府令等の整備状況 ① 制度の検討・実施状況 ② システム等の整備・進捗状況 ③ 各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況（関係政令・府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等） ③ 各振替制度の稼働状況

3. 政策の内容

「証券市場の改革促進プログラム」(平成14年8月)や金融審議会答申等を踏まえ、金融・資本市場の構造改革の一環として、金融・資本市場の機能拡充に向けた取組み等を行うこととしています。

また、我が国の金融・資本市場を国際的にも魅力あるものとしていくためには、取引所における世界最高水準のシステム構築と市場運営に対する信頼性確保も重要な条件となります。そのような条件を満たすためには、法令や取引所規則などのルール整備に加え、次世代システムの構築や現行システムの能力増強など、システム面での対応を適時適切に行う必要があります。

この他、各種の振替制度を円滑に稼働するため、所要の制度整備を行い、その着実な実施に取り組む必要があります。

4. 現状分析及び外部要因

市場機能を中核とした金融システムの実現に向け、「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれている他の措置とあいまって、金融・資本市場の機能の強化、証券取引所システムの信頼性の向上に向けた取組み、振替制度の制度的枠組みの整備といった方策が考えられます。

金融・資本市場の機能の強化では、18年に成立した金融商品取引法制の本格的な施行に向け、政令・内閣府令等の整備が必要となります。

証券取引所システムの信頼性向上については、インターネット取引を利用する個人投資家の増加や取引手法の多様化・高度化により、証券取引所システムの負荷は増大していく傾向にあり、海外の取引所を中心とした取引所の再編が進展するなど市場間競争が激化する中で、証券取引所では、現行のシステム増強のみならず、次世代システムの構築に向けた対応も求められています。

振替制度の制度整備については、関係省庁とともに、証券決済法制の整備を行うことによって、有価証券の種類にまたがる統一的な振替制度の整備を推進することとしました。なお、このうち、国債は15年1月から、CPは15年3月から、社債・地方債等は18年1月から、振替制度が稼動しています（投資信託受益権（いわゆる「ETF」（上場投資信託受益権）を除く。）は19年1月から、振替制度が稼動。）。

また、決済に関しては、いわゆる電子マネー等の新たな電子的支払サービス等が急速に発達しており、利用者保護、決済システムの安定性等の観点から、電子的支払サービスを含めた決済に関するサービスの発展のための環境整備に向けた対応が求められています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 金融・資本市場の機能拡充

ア. 日本の金融・資本市場の国際競争力の強化

「貯蓄から投資へ」の流れの中で、我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を向上させていく観点から、法制度面に限らず、人材、専門サービス、インフラ等を含め幅広く検討を行うため、19年1月に、金融審議会金融分科会に「我が国金融・資本市場の国際化のためのスタディグループ」を設置しました。そして、18事務年度内に全14回の会合を重ね、19年6月に「中間論点整理（第1次）」を公表しました。

イ. 金融商品取引法制の本格的な施行に向けた取組み

利用者保護の拡充と利用者利便の向上、市場の公正性・透明性の一層の向上等を図るため、18年6月に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律」の19年9月30日の本格的な施行に向け、8月以降順次、金融商品取引法制の政令・内閣府令等の公布を行いました。

なお、両法の金融・資本市場の機能拡充に係る主な改正内容は、以下のとおりです。

- a. 幅広い金融商品・サービスに関する規制の横断化を図るとともに、「特定投資家」（いわゆるプロ）を顧客とする場合の規制を緩和・除外する等、規制を柔軟化
- b. 四半期報告制度及び財務報告に係る内部統制制度の整備等適切な情報開示を義務付けるとともに、取引所に対して適正な市場運営のための規制を整備

ウ. 私募市場の活性化

金融審議会第一部会において取りまとめられた報告書「投資サービス法（仮称）に向けて」（17年12月22日）において、私募の範囲の拡大等を図る観点から、適格機関投資家の範囲の拡大などが盛り込まれました。

これを受け、18年6月に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」において、少人数私募の要件の一つである適格機関投資家の人数制限（上限250人）を撤廃する規定を盛り込みました。

その他の適格機関投資家の範囲の見直しについては、19年9月30日の本格的な施行に向け、19年8月に公布した金融商品取引法制の政令・内閣府令等にて整備を行いました。

② 証券取引所システムの信頼性の向上等

ア. システム能力の増強

東京証券取引所においては、現行システムの処理能力を段階的に増強しており、株式・CB売買システムにおける1日あたり注文処理可能件数に関しては、18年1月時点の750万件から、19年4月時点では1,400万件まで増強されています。

イ. 次世代システムの構築

東証においては、取引所システムの「安定性・拡張性」、「高速性」、「柔軟性」等に重点を置いた「次世代システム」を構築することとし、18年3月に、「次世代システム構築に向けたアクション・プラン」を策定の上、21年までの新システム稼働を目指し、現在、鋭意開発を進めています。なお、18年12月には、当該次世代システムの開発ベンダーを決定しました。

③ 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施

ア. 株式等決済合理化法（※）の政令・命令整備のための協議等

株式等決済合理化法のうち、株式等の振替制度に係る政令・命令の整備に向け、当該政令・命令で制定すべき事項のうち関係者間で検討を要するものについて、18事務年度に引き続き法務省や市場関係者等との間で協議を行ってきました。

※「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」

イ. 株式等振替制度の周知及び市場関係者との連携

上場会社の株券電子化を中心とする株式等振替制度は、16年6月に公布された株式等決済合理化法に、21年6月までの政令で定める日までに、稼動することとなっていますが、現時点では、市場関係者からの要望等を考慮し、21年1月を稼動目標としているところです。

金融庁では、政府広報テレビ番組による株券電子化制度の周知、当庁ホームページの株券電子化制度に係る掲載内容の改訂及び一般投資家に対するパンフレット等を用いた当該制度の周知等、振替制度への円滑な移行のための周知・広報活動に積極的に取り組んできました。

（2）評価

① 金融・資本市場の機能拡充

金融審議会のスタディグループは、「貯蓄から投資へ」の流れの中で、我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を向上させていく観点から審議を行い、「中間論点整理（第1次）」を公表しました。また、証券取引法等の法改正（金融商品取引法制定の取組み等）により、規制の柔軟化による金融イノベーションの促進、公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能の確保などの効果が期待されます。

② 証券取引所システムの信頼性の向上等

東京証券取引所においては、現行の証券取引所システムの能力増強等により、過去に発生したようなシステム障害や売買停止等は発生していないこと等から、証券取引所システムの信頼性の向上に一定の効果があったものと考えています。

③ 各種振替制度の稼動状況

15年1月の国債、15年3月の短期社債（いわゆる「コマーシャルペーパー（C P）」）、18年1月の社債及び地方債等の振替制度稼働に続き、19年1月には、投資信託受益権（「ETF」を除く。）の振替制度が稼動したことから、これ以降発行される投資信託受益権は原則振替制度によりペーパーレスで発行されるほか、既発行の投資信託受益権の大半（4,945銘柄のうち4,941銘柄）も振替制度に移

行されました。これにより、証券決済に関する事務の効率化等が図られることとなります。

6. 今後の課題

(1) 我が国金融・資本市場の国際競争力強化のために、「経済財政改革の基本方針2007」に示された「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」の年内の策定に向け、金融審議会のスタディグループが取りまとめた「中間論点整理（第1次）」等も踏まえつつ、関係省庁とも十分に連携しながら、取り組んでいく必要があります。

また、金融商品取引法制の適切かつ円滑な実施に向け、制度の周知に努めていく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、国際的にも魅力ある金融・資本市場等の機能拡充に向けて、国際競争力及び新たな投資サービス制度に関する調査・分析のための予算要求、並びに企画・調査体制の強化を図るための機構・定員要求を行う必要があります。

(2) 東証においては、新システムの21年稼働に向けて、開発工程を着実に進行していくことが重要です。また、新システム稼働までの間、取引手法の変化や取引量の動向に応じて、可能な範囲で現行システム上の環境整備などにも取り組む必要があります。

(3) 21年1月の株式等振替制度稼働を目標として、引き続き当該制度に関する関係政令・命令の策定作業を進めていくとともに、株式等振替システムの構築や事務フローの見直しに関する実務者間協議の注視、また投資家に対する更なる振替制度の周知・広報の実施等に取り組んでいきます。

なお、上記取組みのために、関係省庁及び市場関係者等とは、従来以上に緊密な連携を図っていく必要があると考えております。

(4) いわゆる電子マネー等の新たな電子的支払サービスを含めた決済に関するサービスの発展のための環境整備のあり方について、利用者保護、決済システムの安定性等の観点から、総合的に幅広く検討を行う必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、決済に関する総合的な検討体制整備に係る機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討（我が国金融・資本市場の国際競争力強化のための検討等）等を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 B

金融・資本市場等の機能の拡充に向けて、金融商品取引法の政令・内閣府令等の整備等への取組み等一定の対応は図られたものの、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化について更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融商品取引法制の政令・内閣府令等の整備状況
- ・ 東証のシステム能力整備状況
- ・ 東証の次世代システム開発に向けたマイルストーン
- ・ 各種振替制度の稼働状況

10. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企業開示課